

巨大災害に備える「防災省（仮称）」の創設等を求める意見書（案）に反対する立場から討論を行います。

意見書案第 6 号は『巨大災害に対応していくためには、国家レベルの権限と強力な調整力を持った体制の整備が必要である。』との表現に違和感があり賛同できません。東日本大震災や能登半島地震を見ても『国家レベルの権限と強力な調整力』が何故必要なのがハッキリしない、むしろ強調されるべきは地方自治体や地域における防災力をどう強化していくかと言う問題です。例えば 2011 年の東日本大震災から 13 年、宮城県の消防団員は平均 17% 減少し沿岸部では 30% も減った市町もあります。こういう対策を率先してやるのが大事ではないでしょうか。

防災省構想を特に展開しているのが石破茂衆院議員ですが、国会質問やマスコミのインタビューを見ると、石破氏は「国民保護法」正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を効果的に実現する方策として「防災省」の新設の必要性を語り、核シェルターの設置まで言及しています。

「国家レベルの権限と強力な調整力」が国民保護法の核シェルターにまで繋がる危惧があります。

「防災省」創設には与野党間にも様々な意見があり、国民的コンセンサスは得られていません。

尚、令和元年、6月定例会で「東日本大震災からの復興を完遂し、次なる巨大災害に対応した防災体制の強化を求める意見書」に私達、県議団も賛同し採択されています。それは特に文言上問題にすべき点が多かったこと。復興庁の後継として「防災復興庁」の継続を求めるもので今回とは大きく違うものであります。

よって今回の議題6号意見書案は、文言も誤解を与えかねず、採択すべきものでないと判断し反対であります。以上討論とします。